

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和7年6月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400350号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500017号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成23年12月1日から平成23年2月1日に訂正し、平成23年2月から同年11月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成23年2月1日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年2月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成23年7月22日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成23年7月22日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA社における平成23年12月19日の標準賞与額を42万円に訂正することが必要である。

平成23年12月19日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和56年生

住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年2月1日から同年12月1日まで

② 平成23年7月

③ 平成 23 年 12 月

請求期間①について、現在の私の厚生年金保険の記録では、A社における厚生年金保険の資格取得年月日は平成 23 年 12 月 1 日とされている。しかし、私は平成 23 年 2 月 1 日から同社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。私が保管している請求期間①に係る給料明細書を提出するので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

請求期間②及び③について、私はA社から賞与の支払を受けたが、標準賞与額の記録がない。私が保管している請求期間②及び③に係る賞与明細書を提出するので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された給料明細書及び事業主の回答並びに同僚の回答及び陳述により、請求者が、当該期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間①に係る標準報酬月額については、日本年金機構からは、平成 23 年 12 月 1 日の資格取得時に届出があった報酬月額に基づき 22 万円とするのが妥当であるとの回答があり、一方、給料明細書からは、控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は 20 万円であることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 23 年 2 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間について、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得年月日が平成 23 年 12 月 1 日となっていることから、事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②及び③について、請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、A社から、請求期間②は標準賞与額 15 万円、請求期間③は標準賞与額 42 万円に相当する賞与（請求期間②は 15 万円、請求期間③は 42 万円）の支払を

受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間②は1万2,043円、請求期間③は3万4,465円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求者は、請求期間②及び③に係る賞与の支払年月日について、同僚のほぼ全員が同日に現金支給されていた旨陳述しており、オンライン記録で確認できる請求期間②及び③の同僚に係る賞与支払年月日から、請求期間②については平成23年7月22日、請求期間③については平成23年12月19日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成23年7月22日及び平成23年12月19日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、平成23年7月22日の賞与については、請求者の厚生年金保険の記録における資格取得年月日が平成23年12月1日となっていることから、事業主から当該賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所に提出されたとは考え難く、その結果、年金事務所は当該賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成23年12月19日の賞与については、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。